

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公表番号】特表2001-513754(P2001-513754A)

【公表日】平成13年9月4日(2001.9.4)

【出願番号】特願平10-525893

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 38/00

A 6 1 K 31/519

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 19/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 43/00

C 0 7 K 14/525

【F I】

A 6 1 K 37/02

A 6 1 K 31/519

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 19/02

A 6 1 P 29/00 1 0 1

A 6 1 P 43/00 1 1 1

C 0 7 K 14/525 Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月7日(2004.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年12月7日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第525893号



2. 補正をする者

住所 アメリカ合衆国 カリフォルニア 91320-1799,
サウザンド オークス, ワン アムジェン センター ドライブ
(番地なし)

名称 アムジェン インコーポレイテッド

3. 代理人

住所 〒540-6015 大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー15階

氏名 (7828) 弁理士 山本 秀策

電話 (大阪) 06-6949-3910



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。



請求の範囲

1. TNF b p 産物の投与前に、投与と同時にまたは投与後に組み合わせて、患者におけるTNF媒介性疾患を処置するための医薬の調製における、可溶性ヒトf as 抗原の使用であって、ここで該TNF b p 産物は、配列番号2のアミノ酸配列に対して少なくとも約80%相同的なアミノ酸配列からなるTNF結合タンパク質を含む、使用。
2. 可溶性ヒトf as 抗原の投与前に、投与と同時にまたは投与後に組み合わせて、患者におけるTNF媒介性疾患を処置するための医薬の調製における、TNF b p 産物の使用であって、ここで該TNF b p 産物は、配列番号2のアミノ酸配列に対して少なくとも約80%相同的なアミノ酸配列からなるTNF結合タンパク質を含む、使用。
3. 前記TNF b p 産物は、ポリエチレングリコールをさらに含む、請求項1または2に記載の使用。
4. 前記TNF b p 産物は、ヒト免疫グロブリンの定常ドメインをさらに含む、請求項1または2に記載の使用。
5. 前記可溶性ヒトf as 抗原は、f as 融合タンパク質である、請求項1～4のいずれか1項に記載の使用。
6. 前記TNF結合タンパク質は、配列番号2のアミノ酸配列に対して少なくとも約90%相同的な配列からなる、請求項1～5のいずれか1項に記載の使用。
7. 前記TNF結合タンパク質は、配列番号2のアミノ酸配列に対して少なくとも約95%相同的な配列からなる、請求項1～5のいずれか1項に記載の使用。

8. 前記TNF結合タンパク質は、配列番号2のアミノ酸配列に対して少なくとも約99%相同的な配列からなる、請求項1～5のいずれか1項に記載の使用。

9. 前記TNF結合タンパク質は、配列番号2のN末端欠失改変体またはC末端欠失改変体からなる、請求項1～8のいずれか1項に記載のいずれか1項に記載の使用。

10. 前記TNF結合タンパク質は、配列番号2のアミノ酸配列からなる、請求項1～8のいずれか1項に記載の使用。

11. 前記TNFbp産物は、多価である、請求項1～10のいずれか1項に記載の使用。

12. 前記TNF媒介性疾患は、急性炎症性疾患または慢性炎症性疾患である、請求項1～11のいずれか1項に記載の使用。

13. 請求項1～12のいずれか1項に記載の使用であって、ここで前記TNF媒介性疾患は、慢性関節リウマチ、若年性関節リウマチ、強直性脊椎炎、および乾癬性関節炎からなる群より選択される、使用。